

在宅ワークを装い アフィリエイトのコンサルティング契約を勧誘する事業者 に6か月の業務停止命令及び指示

本日、東京都は、データ入力などの在宅ワークの募集を装ってアフィリエイト（注）のコンサルティング契約を勧誘していた事業者に対し、特定商取引に関する法律に基づき、6か月の業務の一部停止を命じ、違反行為を是正するための措置を指示しました。

（注）アフィリエイトとは、ウェブサイトやブログに企業等の商品・サービスの広告を掲載し、その成果に応じて報酬を得る仕組みのことです。

※詳細は別添のとおり

事業者の概要

- 事業者名 株式会社ルーチェ（代表取締役 戸上 祐一）
- 所在地 東京都新宿区北新宿3-1-20-7F
- 設立 平成23年1月19日
- 業務内容 アフィリエイトのコンサルティング（業務提供誘引販売取引）
- 売上高 約1億7千万円（平成29年1月～平成29年12月）



【勧誘行為等の特徴】

- ① 求人広告サイトに、当該事業者と異なる一般社団法人△△等の名称でデータ入力の在宅ワークの求人募集をする。応募した消費者に後ほど電話で、面接の日時や場所を伝える。
- ② 面接のため、事務所を訪れた消費者に、突然、アフィリエイトなら月に最低5万円稼げるなどと説明し、アフィリエイトをするためには、「月1万円」のコンサルティングが必要と勧誘する。
- ③ 消費者を契約のため改めて事務所に呼び出し、実際には高額な契約を結ぶ。その時、クレジットの申込書に年収を偽るなど嘘の情報を書くよう勧めることがある。
- ④ 実際のコンサルティングでは、事業者の設定した課題を達成しなければアフィリエイトを始められず、契約者の多くは5万円以上稼いでいなかった。

消費者の方へ

- ネットビジネスなど、専門的知識がないものについて契約する際には、事業者の説明をうのみにせず、慎重に検討するようにしましょう。
- 甘い話や魅力的な話には裏があるかもしれません。金銭負担がどのくらいか、解除について規定はあるか、契約を結ぶ前にしっかり確認しましょう。
- 少しでも不審に思った方、同様のトラブルでお困りの方は、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。（東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155（相談専用））

詳しくはこちらをご覧ください。

東京暮らしWEB

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



【問合せ先】

生活文化局消費生活部取引指導課
電話：03-5388-3074

特定商取引に関する法律第57条第1項に基づく業務の一部停止命令及び 第56条第1項に基づく指示

1 事業者の概要

事業者名 株式会社ルーチェ
 代表者名 戸上 祐一（とがみ ゆういち）
 所在地 東京都新宿区北新宿3-1-20-7F
 設立 平成23年1月19日
 業務内容 アフィリエイトのコンサルティング（業務提供誘引販売取引）
 売上高（※） 約1億7千万円（平成29年1月～平成29年12月）
 従業員数（※） 14名
 ※事業者報告による

2 事業者に関する都内の相談の概要（平成30年8月末時点）

平均年齢	平均契約額	相談件数				
		27年度	28年度	29年度	30年度	合計
約37.7歳 (19歳～80歳)	約47万円 (最高：72万円)	2件	8件	17件	4件	31件

3 業務の一部停止命令の内容

平成30年9月14日（命令の日の翌日）から平成31年3月13日までの間（6か月間）、特定商取引に関する法律第51条に規定する業務提供誘引販売取引に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 役務提供契約の締結について勧誘すること
- (2) 役務提供契約の申込みを受けること
- (3) 役務提供契約を締結すること

4 業務の一部停止命令の対象となる不適正な取引行為

不適正な取引行為	特定商取引に関する法律の条項
当該事業者は、求人広告サイトで応募してきた消費者に対して、電話で面接の日程調整をし、面接場所を指示していたが、特定負担があるアフィリエイトコンサルティングに係る役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨を勧誘に先立って、明らかにしていなかった。また、一般社団法人△△等の名称を名乗り、当該事業者の名称を勧誘に先立って明らかにしていなかった。	第51条の2 氏名等不明示
当該事業者は、本件契約の締結について勧誘するに際し、アフィリエイトの収入は第三者の判断が影響し、確実に収入が得られるものではないにも関わらず、「最低5万円を超えます。」「5万円から10万円は稼げる。」「初心者でも時間さえかければ、絶対簡単に稼げる。」「30分から1時間作業すれば5万円は当たり前。」「給料からサポート料の1万円を差し引くので収入は4万円くらいになりますね。」などと、業務提供利益に関する事項について不実のことを告げていた。	第52条第1項 不実告知

<p>当該事業者は、本件契約の締結について勧誘するためのものであることを告げずに電話により来訪を要請し、公衆の出入りする場所以外の場所である当該事業者の事務所において、「アフィリエイトをやるのか。」「最初はサポートが必要だが、仕組みを覚えてしまえば1～2年でコンサルティングの費用は不要になる。」などと告げて、本件契約の締結について勧誘を行っていた。</p>	<p>第52条第3項 公衆の出入りしない場所での勧誘</p>
<p>当該事業者は、本件契約に係る広告に、一般社団法人△△等の名称を使用し、当該事業者の名称を表示していない事実があった。また、広告には①役務の種類、②特定負担に関する事項、③業務の内容、④業務提供又はあっせんについて重要な事項及び⑤業務提供利益の見込について正確に理解できるような根拠又は説明について表示していなかった。</p>	<p>第53条 広告表示義務違反</p>
<p>当該事業者は、本件契約の締結に係る事業者の名称、役務の種類、業務の提供又はあっせんについての条件に関する重要な事項、特定負担の内容及び契約の解除の条件等の業務提供誘引販売業の概要について記載した概要書面をその契約を締結するまでに特定負担をしようとする者に交付していなかった。</p>	<p>第55条第1項 概要書面不交付</p>
<p>当該事業者が本件契約の締結に際して交付している契約の内容を明らかにする書面（在宅スタッフ業務委託及びウェブマーケティングコンサルティング契約書）に、①業務の提供又はあっせんについての条件に関する事項、②特定負担に関する事項、③契約の解除に関する事項、④契約担当者名及び⑤書面の内容を十分に読むべき旨（赤字赤枠）について記載していなかった。</p>	<p>第55条第2項 契約書面不備</p>
<p>当該事業者は、本件契約を締結するに際し、個別クレジットの契約書面の個人事業主としての名称や年商等の記載欄に、アルバイトをしている者に対し、そのアルバイト先の名称やアルバイトの勤務年数を書くように教唆し、100万円程度の年収のところを年商200万円と書くよう指示する等、虚偽の記載をさせていた。</p>	<p>第56条第1項第4号 規則第46条第4号 契約書面虚偽記載教唆</p>

5 指示の内容

- (1) 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から1か月以内に都知事宛て文書にて報告すること。
- (2) 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに都知事宛て文書にて報告すること。

6 今後の対応

- (1) 業務停止命令に違反した場合は、行為者に対しては、特定商取引に関する法律第70条の2の規定により、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれらを併科する手続きを、法人に対しては、同法第74条の規定に基づき、3億円以下の罰金を科する手続きを行う。
- (2) 指示に基づく検証結果について、平成30年10月13日までに都知事宛てに報告させる。
- (3) 指示に基づく再発防止策及びコンプライアンス体制の構築について、平成31年2月13日までに都知事宛てに報告させる。
- (4) 指示に従わない場合には、同法第71条の規定により、行為者に6月以下の懲役又は100万円以下の罰金又はこれを併科する手続きを、法人に対しては、同法第74条の規定に基づき、100万円以下の罰金を科する手続きを行う。

(注) 特定商取引に関する法律の表記について

3の「業務の一部停止命令の内容」に記載する「特定商取引に関する法律」は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）（特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第60号）による改正後の特定商取引に関する法律）であり、その他に記載する「特定商取引に関する法律」は、改正前の特定商取引に関する法律である。

事例1

平成29年3月、甲は、求人広告サイトから、一般社団法人△△の『在宅データ入力 1原稿5円～ コピーとペーストで出来る簡単な商品の宣伝作り』というアルバイトに応募した。後日、電話で面接の日程を調整し、面接場所を指示された。

甲が指示された場所に行くと、そこは一般社団法人△△の事務所ではなく、当該事業者の事務所だった。面接は当該事業者の従業員Aが対応した。Aは「データ入力はどんなにタイピングが早い人でも月5000円ほど。」と言い、「アフィリエイトをやらないか。」と突然勧誘を始めた。

アフィリエイトの経験がなかった甲に対し、Aは、「マンツーマンで教えます。」「ほぼ全員アフィリエイトの初心者ですから大丈夫です。」「はじめの3か月は慣れないのであまり儲からないかもしれませんが、その後は最低5万円を超えます。」「だいたい皆さん8万円くらい儲けています。」と言った。Aの説明を聞き、甲は、当該事業者から指示されたとおりに広告の掲載や管理運営を行う在宅ワークなのだという認識を持った。甲は一回目の面接において、一切書面を受け取っていない。

数日後、甲のもとに当該事業者から電話があった。当該事業者の従業員から「アフィリエイトの件、考えてもらえましたか。」と言われ、甲が「やります。」と返答すると、「登録の作業があるので、パソコンを持って事務所にもう一度来てください。」と言われた。

甲が、再度当該事業者の事務所に行くと、当該事業者の従業員Bから申込書や契約書を記入するよう指示された。Bが契約書を読み上げた際に、甲は、アフィリエイトの仕事をするために〇〇万円のコンサルティング費用がかかることを初めて知った。

Bは代金をまとめて払って欲しいと言った。甲が「学生で貯金もありませんので、そんな大金は支払えません。」と断ると、Bは「では、月1万円ずつ支払いならどうですか。今回は頭金として、端数を支払ってくれば大丈夫です。」「カード会社に連絡して分割払いにすればいい。」と言った。甲は〇万円を分割して支払い、契約書・申込書・確認書に署名捺印をした。

その後、甲はBからコンサルティングの説明を受けたが、クーリング・オフや解約に関する説明は書面でも口頭でも一切受けていない。

甲はASPサイトに登録し、アフィリエイトを始めたが、ASPサイト運営側に不正広告として連携を解除された。ASPサイト運営会社の従業員からそもそも当該事業者に指示されたとおりにアフィリエイトやるのは不正行為だということを教えてもらった。結局、アカウントが停止されてしまい、8万円も儲かったことは一度もなかった。

事例2

平成29年4月、乙は、求人広告サイトから、『1日30分から1時間の短時間で月5万円から10万円稼げる』というアルバイトに応募した。後日、当該事業者から電話があり、乙は面接の日程調整や面接場所の指示を受けた。乙は、このとき、コンサルティングの契約があることも、どのような仕事をするのか具体的な内容も知らされていなかった。

数日後、乙は当該事業者の事務所で面接を受けた。当該事業者の従業員Cは実際にアフィリエイトの収入を得ている画面を見せながら、「初心者でも時間さえかければ、絶対簡単に稼げる。」「30分から1時間作業すれば5万円は当たり前。」「数十、数百万円儲けている人の中には、ほとんど作業なしで収入を得ている人もいる。」と言った。乙は、このとき初めてアフィリエイトという言葉を知ったので、そんな夢のような話を今まで知らなかったのだと信じてしまった。

Cは「通常は1年のコンサルティングを3年間〇〇万円で提供する。」「コンサルティング代は主に人件費だ。」「講師陣が全力でバックアップするから大丈夫。」「コンサルティングの代金なんて2～3か月で元が取れる。」と言うので、乙は、当該事業者のコンサルティングを受けて、言われたとおりの仕事をすれば、2～3か月で〇〇万円の元がとれるのなら、〇〇万円は先行投資だと思っ

た。乙がやりたいと言うと、Cは「適性を見てまた連絡する。」と言った。

その日の夜に電話で、当該事業者の従業員から「合格です。明日、明後日にでも、また事務所に来てください。」と言われ、乙は契約することにした。

翌日、乙は当該事業者の事務所で再度Cと面接をした。このとき、契約書について説明を受けたが、クーリング・オフがあるという話は一切なかった。また、書面にもクーリング・オフや解約に関する記載はなかった。契約書以外に書面はもらっていない。

乙は、アフィリエイトを始めてから、リスティングに費用がかかることが分かった。リスティング費用を支払わなければ収入につながらないということは、事前に当該事業者から知らされていなかった。リスティング費用に月数十万円を支払い、収入はほとんどないという状態がしばらく続いた。

事例3

平成29年7月、丙は、求人広告サイトから『在宅でできる広告を作る仕事』、『1日1時間程度で月収5万円』、『サポートあり』、『PCを使い慣れていない人でも大丈夫』という、当該事業者の求人広告に応募した。数日後、丙のもとに当該事業者から電話があり、面接の日程調整や面接場所の案内を受けた。この時点では、仕事のサポートは無料で行われるものと理解していた。丙は、アフィリエイトという言葉は知っていたが、これまで実際にアフィリエイトで収入を得たことはなかった。

丙は指定された時間に事務所に行った。入口に置いてある電話で予約していると言うと、当該事業者の従業員Dに事務所内に案内された。面接で、Dは「慣れてくれば50万から60万円稼ぐこともできる。」「最初はサポートが必要だが、仕組みを覚えてしまえば1~2年でコンサルティングの費用は不要になる。」「給料からサポート料の1万円を差し引くので収入は4万円くらいになりますね。」「合格にするよう私から上司に言っておきます。」「次回、登録や仕事の説明をします。」と言った。1回目の面接でもらった資料はない。丙は、Dの説明を受けて、当該事業者から作業に応じた報酬が5万円以上支払われ、コンサルティング代金1万円を引いた差額が自分の口座に給料として振り込まれると理解した。その後、当該事業者の従業員から電話で合格と言われ、再度事務所に行く約束をした。

数日後、丙が事務所に行くと、当該事業者の従業員Eが対応し、契約の手続きが始まった。契約書にはクーリング・オフや解約の記載はなく、Eからの説明もなかった。丙は、このとき初めてコンサルティングの期間が1年で、費用の総額が〇〇万円の契約を知った。契約書にサインした後に突然、「ローン組んでほしい。」と言われた。Eはクレジットの申込書の販売方法、商品名、金額、支払い期間や回数などを記入した。そこには、支払い総額が約〇〇万円で、支払い回数が〇〇回払いと書かれていたので、丙は、当初の話とかなり違う印象を受けたが、既に契約書にサインをしており、断りにくかったので、やむを得ずEに指示されるままクレジットの申込書を書いた。当時、丙はアルバイトをしていたが、そのアルバイト先の名称やアルバイトの勤務年数を書くようにEに指示された。また、100万円程度の年収のところを年商200万円と書くよう指示された。契約が完了するまでの間に、Eからクーリング・オフや解約についての話や具体的な報酬の仕組みについての説明もなかった。

後日、Eから電話があり、「昨日申請したローンが通らなかったのでクレジットカードを作ってください。」と言われた。丙は、収入を得るためには必要なことだと思い、クレジットカードを申し込んだ。数日後、Eにカードの限度額などを伝えたところ、「消費者金融のクレジットカードを作ってください。」言われた。丙は、Eがあまりにもクレジットカードを作るよう勧めてくるので不審に思い、友人に相談すると怪しい話だと言われたため、断ろうと思った。

事例4

平成29年7月、丁は、求人情報サービスから、当該事業者のデータ入力の在宅ワークに応募した。数日後に当該事業者から電話があり、面接の日程調整や面接場所の案内を受けた。丁は、データ入力の在宅ワークの採用面接が行われると思っていた。

丁は、指示された場所に行き、入口で電話をかけて事務所に入れてもらった。面接では、当該事業者の従業員Fからアフィリエイトの仕組みについて説明があり、丁はそこで初めて仕事の内容がアフィリエイトであることを知った。丁が趣味の範疇でアフィリエイトをやったことがあることを伝えると、Fは「お断りすることは基本的にはないのですが、経験があるのであれば是非やっていただきたい。」「実績を掲載させてもらうことになるかもしれない。」と言うので、丁はやってみようと思った。

担当者が当該事業者の従業員Gに代わり、丁は初めてアフィリエイトのコンサルティングの話を聞き、1年間のコンサルティングを受けるために〇〇万円が必要であることを知った。Gは「あなたは経験もあるし大丈夫。ちゃんとやれば契約分は2~3か月で元がとれる。」と言った。丁はアルバイトの面接のために当該事業者の事務所に行ったので、当該事業者から提供されるコンサルティングを受け、指示どおりの仕事をしっかりこなしていれば、当該事業者が得た収入の何パーセントかを給料として当該事業者からもらえ、月に20万円程度の収入が定期的に得られると認識していた。

丁は、Gから契約書を渡され、「コンサルティングはチャットと電話と来社の方法があります。」など簡単に説明を受けたが、契約の解除、途中解約、クーリング・オフに関しての説明はなかった。書面にも解除やクーリング・オフに関する記載はなかった。覚書も記入するようGから指示があったが、丁は在宅ワークの契約をしたことがなかったため、仕事をするためには書かなければならない書類なのだろうと思い、特に内容については意識せずに署名押印した。覚書について、Gから詳しく説明された覚えもない。契約書と覚書以外に書面は受け取っていない。

丁は、クレジットカードで支払いを行うことにした。Gは「通常は1万円ずつ支払ってもらっています。」と言ったが、丁は20万円程度の収入が定期的に得られるという認識だったので、2万円ずつ支払い、支払い期間を半分にするよう申し出た。

その後、無報酬の研修として、ペラサイトを100個作るよう指示されたが、そのことは契約の前には聞かされていなかった。丁は、数か月たっても作成し終わらなかったため、結果として全く報酬が支払われていない。